



農地は限りあるかけがえのない資源であることから、有効に利用したいものです。遊休農地が発生すると、雑木・雑草の繁茂、病害虫の発生、鳥獣害の発生等、環境の悪化につながります。また、農地は一度荒れてしまうと、耕作できる元の状態に戻すにはたいへんな手間と労力が必要となります。このことから、農業委員会では農地パトロール（利用状況調査）を年1回実施し、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、さらに農地の違反転用の発生防止について重点的に取り組んでいます。

本町では、8月から10月までを農地パトロール（利用状況調査）月間とし、農業委員、農地利用最適化推進委員が班を編成して地域ごとに巡回しますので、皆さまのご理解とご協力を願っています。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できないなど、農地の利用でお悩みの方は、お早めに地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

- ・農業目標の設定
- ・経営作物の選択
- ・農業技術の習得

農地パトロール（利用状況調査）の実施について

農地は限りあるかけがえのない

資源であることから、有効に利

用したいものです。遊休農地が

発生すると、雑木・雑草の繁茂、

病害虫の発生、鳥獣害の発生等、

環境の悪化につながります。ま

た、農地は一度荒れてしま

うと、耕作できる元の状態に戻すにはたいへんな手間と労力が必要と

なります。

このことから、農業委員会では農地パトロール（利用状況調査）を年1回実施し、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、さらに農地の違反転用の発生防止について重点的に取り組んでいます。

本町では、8月から10月までを農地パトロール（利用状況調査）月間とし、農業委員、農地利用最適化推進委員が班を編成して地域ごとに巡回しますので、皆さまのご理解とご協力を願っています。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があ

ります。自ら耕作できないなど、農地の利用でお悩みの方は、お早

めに地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

新規就農するには

就農のスタイルは様々です。農

家の子弟が家業を継ぐ以外では、

「雇用」「独立」という、主に2

つの就農スタイルがあります。雇

用就農は、毎月決まった給与をも

らって働きながら、様々な技術・

知識を身につけることができるこ

とができます。また独立就農は、

自分で農地や機械などを確保する

必要があるものの、自分の采配で

農業を全く知らない人が就農

して、農業収入で生活を維持していくことは簡単なことではありません。まずは自身のやりたいことを明確にすることが重要です。情報収集や体験によって「どこで何を作りたいのか、どう農業ができるという魅力があります。

ここでは独立就農についてご説明します。

◆農業を始める前に

農業を全く知らない人が就農して、農業収入で生活を維持していくことは簡単なことではありません。まずは自身のやりたいことを明確にすることが重要です。情報収集や体験によって「どこで何を作りたいのか、どう農業ができるという魅力があります。

ここでは独立就農についてご説明します。

◆資金の確保

農業経営を開始するのに最低限必要な施設整備等の初期投資に係る資金の準備が必要です。なるべく自己資金を多く用意することをお勧めします。

◆農地の確保

農地を購入する方法もありますが、農地を借りて始める方が資金面からも有利と考えられます。栽培する作物により農地の向き不向きもあるので、実際の農地を見て判断する必要があります。農地の売買や賃借には農業委員会の許可が必要です。新規参入の場合、経営計画や資金計画について農業委員会で審査を行います。また、本町では取得後の農地の面積が30アール以上であることが要件です。

- ・初期投資に係る資金確保
- ・農地、住宅の確保
- ・農業機械と施設の取得
- ・就農計画を作成するにあたっては、那須農業振興事務所経営普及部へご相談ください。

- ▼問合せ 農業委員会事務局
- ☎ 0287-222-2826
- 那須農業振興事務所経営普及部
- 就農準備校「とちぎ農業未来塾」
- ☎ 028-667-4944
- ▼問合せ 農業委員会事務局
- ☎ 028-6925

農地法に関する申請締切日 および農業委員会総会の予定

申請締切日

平成29年9月29日	→ 平成29年10月20日
平成29年10月31日	→ 平成29年11月20日
平成29年11月30日	→ 平成29年12月20日
平成29年12月27日	→ 平成30年1月19日

(平成30年1月分まで記載)

※農業委員会の総会で審議される申請書等には、受付の締切日があります。申請される方は申請書及びその内容について、事前に農業委員会にご相談ください。

